

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 生活保護法による指定介護機関の指定を取り消した件 三六
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 三六
- 新たな土地改良事業を行うことを認可した件 三九
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 三九

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三九
- 肥料の登録が失効した件 三九
- 県営土地改良事業の工事が完了した件三件 三〇
- 都市計画区域を変更した件三件 三〇
- 福島県収用委員会 三〇
- 土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件 二件 三〇

### 正 誤

- 平成十九年五月二十五日付け定例第八百七十八号中 三三
- 平成二十五年四月二十三日付け定例第二千四百八十一号中 三三

## 告 示

### 福島県告示第三百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十一条第二項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関の指定を取り消した。

平成二十五年五月十四日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定の取消の年月日
看友	福島市小倉寺字 稲荷山一〇一四	株式会社看友	福島市小倉寺字 稲荷山一〇一四	平成二十五年五 月一〇日
六			六	

（社会福祉課）

### 福島県告示第三百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年五月十四日から同年六月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年五月十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ダイユーエイト郡山インター店 福島県郡山市富田町字権現林十一番地の二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
  - 1 防災・防犯対策への協力  
郡山市では、平成二十年四月一日より「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。この条例は、市、市民、事業者、土地所有者（土地又は建物その他工作物を所有し、又は管理するものを言います。）がそれぞれの役割を担い、密接に連携しながら犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめることが基本となっており、なかでも事業者及び土地所有者等においては、この基本理念を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策への御協力をお願いいたします。
  - 2 騒音の発生に係る事項  
開店時や繁忙期等には、計画外の早朝作業（商品の搬入や荷さばき）の実施等が想定されることから、騒音防止に留意すること。
  - 3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なりサイクルを推進すること。
  - 4 廃棄物に係る事項等  
分別徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。特に事業系一般廃棄物に廃プラ等産業廃棄物として処理しなければならないものを含まないようにすること。

5 街並みづくり等への配慮等  
 建築物の壁面を利用する屋外広告物については、一壁面当たりの表示面積が五十平方メートル以下で、かつ、表示壁面積の二分の一以下とすること。(建築物東面について、表示面積の合計が五十平方メートルを超えるおそれがあるため。)  
 (商業まちづくり課)

**福島県告示第三百四十一号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、猪苗代町土地改良区が猪苗代地区維持管理事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて、平成二十五年四月十七日認可した。  
 平成二十五年五月十四日

福島県知事 佐藤雄平  
 (農村計画課)

**福島県告示第三百四十二号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成二十五年五月十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
 いわき市内郷宮町鬼ヶ沢一〇〇の一(次の図に示す部分に限る。)、平太郎八〇の七、八二
  - 二 指定の目的  
 土砂の崩壊の防備
  - 三 指定実施要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
 (森林保全課)

**公 告**

**公告第二百二十八号**

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成二十五年五月十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
 平成二十五年四月三十日
- 二 名称  
 特定非営利活動法人波動塾
- 三 代表者の氏名  
 田村 豪
- 四 主たる事務所の所在地  
 福島県本宮市本宮字近江内八十一番地一
- 五 定款に記載された目的  
 この法人は、市民に対して、波動に関する講習会等の事業を行い、愛と慈悲の心を養い、心の安定と、正しい判断力を身につけ、反省と感謝と瞑想により、それらの波動エネルギーを高め、市民の健康に寄与する事を目的とする。  
 (文化振興課)

**公告第二百二十九号**

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の登録は失効した。  
 平成二十五年五月十四日

福島県知事 佐藤雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	失効年月日
			窒素全量	りん酸全量				
835	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料52	5.0	2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	片倉チツカリン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成25年4月30日

(農業総合センター)

公告第三百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、双潟地区に係る県営農業農村基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))の工事は、平成二十五年三月二十七日完了したので公告する。  
平成二十五年五月十四日

福島県知事 佐藤雄平  
(農村計画課)

公告第三百十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、宮川地区に係る県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の工事は、平成二十五年三月二十六日完了したので公告する。  
平成二十五年五月十四日

福島県知事 佐藤雄平  
(農村計画課)

公告第三百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、下野堰地区に係る県営農業用河川工作物応急対策事業の工事は、平成二十五年三月二十二日完了したので公告する。  
平成二十五年五月十四日

福島県知事 佐藤雄平  
(農村計画課)

公告第三百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項で準用する同条第一項の規定により、田村東部都市計画区域、常葉都市計画区域、船引都市計画区域及び三春都市計画区域を次のとおり変更した。この変更に係る関係図書は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年五月十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 変更後の都市計画区域の名称
  - 田村三春小野都市計画区域
- 二 都市計画区域に含まれる土地の区域
  - 田村市、田村郡三春町及び田村郡小野町の都市計画区域

(都市計画課)

公告第三百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項で準用する同条第一項の規定により、県南都市計画区域、棚倉都市計画区域及び塙都市計画区域を次のとおり変更した。この変更に係る関係図書は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年五月十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 変更後の都市計画区域の名称
  - 県南都市計画区域
- 二 都市計画区域に含まれる土地の区域
  - 白河市、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町及び東白川郡塙町の都市計画区域

(都市計画課)

公告第三百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項で準用する同条第一項の規定により、田島都市計画区域及び伊南都市計画区域を次のとおり変更した。この変更に係る関係図書は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県南会津建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年五月十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 変更後の都市計画区域の名称
  - 南会津都市計画区域
- 二 都市計画区域に含まれる土地の区域
  - 南会津郡南会津町の都市計画区域

(都市計画課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について平成二十五年五月一日次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
平成二十五年五月十四日

福島県収用委員会

会長 笠間善裕

- 一 起業者の名称
  - 国土交通大臣

二 事業の種類  
 一般国道一一五号改築工事（相馬福島道路・福島県相馬市玉野字スゲカリ地内）  
 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目		地積（平方メートル）	実測	取用又は使用しようとする土地の面積（平方メートル）
		登記記録	現況			
福島県相馬市玉野字スゲカリ	一番八二	山林	山林	三三、三八一	—	取用の部分 三三八・九四 取用の部分 〇・五二 使用の部分 三四・八六

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	所
麦島 善光	静岡県熱海市伊豆山一〇六五番地の一	所

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類

氏名	住所	所	権利の種類
佐々木 實	東京都港区赤坂二丁目一五番九号二F（書類送達先、東京都千代田区外神田二丁目一四番一〇号第二電波ビル三F）	所	権利の存否不明 ただし、権利が存する場合、地上権
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号	所	使用借権
東北インテリジェント通信株式会社	宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番一号	所	使用借権

福島県取用委員会告示第三号

土地取用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の取用及び使用について平成二十五年五月一日次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
 平成二十五年五月十四日

福島県取用委員会  
 会長 笠間 善裕

- 一 起業者の名称  
国土交通大臣
- 二 事業の種類  
一般国道一一五号改築工事（相馬福島道路・福島県相馬市玉野字スゲカリ地内）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	地積（平方メートル）	実測	取用又は使用しようとする土地の面積（平方メートル）
福島県相馬市玉野字スゲカリ	一番八三	山林	三一、〇〇六	—	使用の部分 三、八二〇・一二
	一番九四	山林	三九、七八〇	—	取用の部分 一、二六六・二七
	一番九六	山林	三八、四九五	—	取用の部分 七、五一九・二九
				—	使用の部分 一五・二四
				—	使用の部分 一九〇・九二
				—	使用の部分

五 類 土地に 関して 所有権 以外の 権利を 有する 関係人 の氏名 及び住 所並び に当該 権利の 種類	佐々木 實	東京港区赤坂二丁目一五番九号二F(書類送達先 東京都千代田区外 神田二丁目一四番一〇号第二電波ビ地上権)	権利の存否不明 ただし、権利が存する場合、			
	氏名	住 所	権 利 の 種 類			
四 土地所有者の氏名及び住所	麦島 善光	静岡県熱海市伊豆山一〇六五番地の一	所			
	氏名	住 所	所			
	三 一 〇 一 番	山 林	山 林	三 三 三、 六 二 八		二 、 三 五 〇 ・ 三
	二 一 〇 一 番	山 林	山 林	二 九、 四 九 六		六 三、 三 六 五 ・ 七
	一 一 〇 一 番	山 林	山 林	五 〇、 一 四 七		三 四、 一 四 四 ・ 八
	〇 一 〇 一 番	山 林	山 林	一 八、 〇 一 七		三 三、 二 八 七 ・ 四
	九 八 一 番	山 林	山 林	七、 四 三 五		二 四 ・ 四 三
						一 一 ・ 四 三 使 用 の 部 分 一 〇 四 ・ 四 九

ル三F)

正 誤

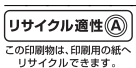
ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年五月二十五日付け定例第千八百七十八号中(原稿誤り)

三 八 八	下	一	字 沢	字 澤
-------------	---	---	--------	--------

○平成二十五年四月二十三日付け定例第二千四百八十一号中(原稿誤り)

一 七 六	上	後 ろ か ら 一 六	字 沢	字 澤
-------------	---	----------------------------	--------	--------



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福 島 県 報  
印刷所 株式会社 第一 印刷